

第 193 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 4 年 1 月 24 日 (月) 13 時 30 分～15 時 15 分
- (2) 場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 15 名

会長	南	正 昭	
委員	佐々木	宣 和	
委員	千 葉	絢 子	
委員	千 葉	盛	
委員	谷 藤	裕 明 (代理 長 澤 秀 則)	
委員	伊 藤	雅 章	
委員	伊 藤	弓 枝	
委員	遠 藤	一 子	
委員	及 川	久美子	
委員	三 宅	諭	
委員	大 沼	一 弘 (代理 菅 野 賢 斉)	
委員	坂 本	修 (代理 小 椋 好 明)	
委員	田 中	由 紀 (代理 大 水 直 樹)	
委員	稲 田	雅 裕 (代理 高 橋 朋 昭)	
委員	石 川	哲 (代理 佐 藤 普)	

3 議事

○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

ただ今から、第 193 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 15 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、杣まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局 (まちづくり担当技監)

県土整備部まちづくり担当技監の杣でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、またお足元の悪い中、第 193

回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会の内容についてであります。盛岡広域都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「区域マスタープラン」の変更、並びに「区域区分」、「都市計画道路」の変更について、また、陸前高田都市計画における「復興祈念公園」の変更、そして、北上市など4市町における「屋根不燃区域」の変更についての計8議題となっております。

本日は、このように多くの議案を御審議いただくこととなりますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

次に、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日もお足元の悪い中、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

岩手県は今年、廃藩置県後の府県統合で「岩手県」の名称が生まれてから150年を迎えました。岩手県の歴史は積雪、寒冷地で寒さとの戦いであり、寒冷地に耐えうる新しい農産物の開発や、戦後最初の民選知事だった国分謙吉知事がまた改めて取り上げられているようですが、そうした厳しい自然環境と向き合いながら県土づくり、都市づくりを進めてきたことを、改めて受け止めたいと思います。

戦後、審議会は全国の国土開発と足並みを揃えまして、岩手県においても戦後の開発が行われてきました。その中で北上川の総合開発や港湾開発、農業用水の貯水の整備など、たくさんの県土整備が盛り込まれておりました。今それが繋がってきて本日の広域都市計画の一部であり、盛岡南道路であり、1歩ずつ県土の整備が進められているものと思います。

150歳という期を1つの区切りに考えながら、また改めて県の都市計画について考えていくことが大事なのだと思います。

本日は皆様それぞれのお立場から御意見賜りますようお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今御説明があったように、全面公開としたいと存じますが、御異議はございますか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。
本日の議案審議に入ります。

○会長

議案第1号「盛岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議案第2号「盛岡広域都市計画区域区分の変更について」以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

それでは、議案第1号、盛岡広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更及び議案第2号、盛岡広域都市計画「区域区分」の変更について、一括して御説明いたします。

議案第1号の議案書は1ページ、計画書は3ページ、議案第2号の議案書は21ページ、計画書は23ページになります。説明についてはスライドで行いたいと思いますので、正面のスクリーンを御覧願います。なお、お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願います。

まず、盛岡広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」都市計画区域マ

マスタープランの変更について、御説明いたします。

都市計画区域マスタープランは、平成 12 年の都市計画法の改正により、県が広域的な視点に基づき、すべての都市計画区域について定めることとされており、県内の 21 の都市計画区域について策定しております。

都市計画区域マスタープランでは、将来の都市像を示すとともに、区域区分の決定の有無をはじめ、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定の方針など「将来のまちづくりの方針」を定めています。

盛岡広域都市計画区域マスタープランについては、平成 16 年に策定し、直近では平成 27 年に改定を行ったところであります。

次に、今回の見直しの理由について、御説明いたします。

県では、都市の状況や将来の見通し等を把握するため、おおむね 5 年ごとに都市計画基礎調査を行っております。

今回、平成 27 年及び平成 28 年の基礎調査結果や前回改定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、盛岡広域都市計画区域マスタープランの一部内容を変更するものであります。

それでは、「盛岡広域都市計画、都市計画区域マスタープランの変更案」の概要について御説明いたします。

まず、都市づくりの基本理念として、『豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、東北の拠点都市』を掲げております。

また、都市計画区域の基本方針としては、(1)として「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」、(2)として「交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市づくり」、(3)として「環境と共生する都市づくり」を掲げており、昨年 9 月に改訂した「岩手県都市計画ビジョンの基本理念」に対応したものとしております。

次に、主な変更内容について、御説明いたします。

1 点目は、前回の見直し以降に実施しました都市計画基礎調査を踏まえ、盛岡広域都市計画区域の将来におけるおおむねの人口規模や産業規模を時点修正しております。

2 点目は、前回の見直し以降の市街化の状況等を踏まえ、商業や住宅地などの主要用途の配置方針を追加、修正しております。

具体的には、滝沢市役所周辺の商業拠点の位置づけや、岩手医大施設周辺の居住環境の整備などを追加しております。

以上が、盛岡広域都市計画区域マスタープランの変更の概要となります。

続きまして、盛岡広域都市計画「区域区分」の変更について御説明いたします。

まず、区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の 2 つの区域に区分する制度であり、県内では、盛岡広域都市計画区域にのみ適用しております。

2 つの区域のうち、「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定めているものです。

もう一方の「市街化調整区域」は、農地や森林などを保全するため、市街化を抑制する区域として定めているものです。

次に、盛岡広域都市計画区域における区域区分についてであります。昭和45年に区域区分を定め、以降、何度か変更を行っており、近年では平成27年に第7回の定期見直しと、平成29年に随時の変更を行っております。

図の左側を御覧願います。現在の盛岡市、滝沢市、矢巾町の面積ですが、「行政区域」は、約113,625haとなっており、そのうち、「都市計画区域」は、約56,760haとなっております。

また、都市計画区域の内訳ですが、「市街化区域」は、約6,575haとなっており、「市街化調整区域」は、約50,185haとなっております。

次に、今回の変更内容について御説明いたします。

はじめに位置を御確認いただきたいと思いますので、恐縮ですが配布しました資料の最後でございます。参考資料1ページのA3版変更図を御覧ください。

主な変更箇所は、地図の赤色で塗りつぶした図の左側の中ほどの滝沢市の1箇所、図の下側の矢巾町の3箇所となります。

そのほか、変更箇所が6箇所ありますが、これらは、市街化区域の境界を現地の道路などの地形地物の境界に合わせるための変更や、市街化区域に隣接する市街化調整区域の住宅地を市街化区域に編入するための変更など、土地利用の実態に合わせるための修正となっており、赤色の市街化区域への編入のほか、わずかではありますが、黒枠で囲った範囲は市街化区域から市街化調整区域に編入する区域となります。

次に、主な変更箇所について、御説明いたします。スライドを御覧願います。

はじめに、滝沢市の鶉飼Ⅱ地区ですが、図の赤色で塗りつぶした区域を市街化調整区域から市街化区域に編入するものであります。

周辺は、西側に滝沢市役所や図書館や産直を併設した交流拠点複合施設のビッググループ滝沢が立地し、東側は滝沢ニュータウンとなっており、これらの市街化区域に挟まれた区域であります。

編入面積は、約13.2haとなります。鶉飼地区については、滝沢市の総合計画や滝沢市都市計画マスタープランにおいて、市の「中心拠点」として位置づけられており、今回、市街化区域に編入し、民間開発による商業施設を整備しようとするものであります。

次に、こちらは、航空写真であります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となります。編入箇所周辺には、滝沢市役所やビッググループ滝沢があり、東側には滝沢ニュータウンがあります。

次に、矢巾町の藤沢第2地区ですが、図の赤色の区域を市街化区域に編入するものであります。

周辺は、南西側の岩手医科大学附属病院をはじめ、西側に県立療育センターや矢巾東小学校、南側に小売店舗等が立地し、市街化区域に隣接した区域となります。編入面積は、

約 11.9ha となります。

矢巾町では、岩手医大の立地等に伴い住宅が不足しており、町の総合計画や矢巾町都市計画マスタープランにおいて、当該地区を住居系市街地ゾーンとして位置づけ、居住等を誘導する計画としております。

今回の編入は、こうした住宅需要の高まりやまちづくりの方針に沿ったものであり、住宅系の用途として編入し、既存の市街化区域と一体の市街地を形成するものです。

次に、こちらは、航空写真であります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となります。編入箇所周辺には、岩手医科大学附属病院、県立療育センター、矢巾東小学校があります。

次に、矢巾町田中地区ですが、図の赤色の区域を市街化区域に編入するものであります。周辺は、北側に不来方高校が立地し、西側は住宅地となっており、市街化区域に隣接した区域となります。

なお、不来方高校のグラウンドは、現在、市街化調整区域ですが、こちらも含めて市街化区域に編入するものです。編入面積は約 8.2ha となります。先ほどの藤沢第 2 地区と同様、住宅需要の高まりやまちづくりの方針に沿って、住宅系の用途として編入するものです。

次に、こちらは、航空写真であります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となります。編入箇所周辺には、県立不来方高等学校があります。

次に、矢巾町下花立地区ですが、図の赤色の区域を市街化区域に編入するものであります。周辺は、北側と西側が住宅地で市街化区域に隣接しており、編入区域内には、産業技術短期大学が立地しています。編入面積は約 13.2ha となります。こちらにつきましても、藤沢第 2 地区や田中地区と同様に、住宅系の用途として編入するものです。

次に、こちらは、航空写真であります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となります。編入区域の中に、県立産業技術短期大学があります。

次に、変更後の市街化区域及び市街化調整区域の面積について御説明いたします。今回の変更により、盛岡広域都市計画区域の市街化区域の面積が約 47ha 増加し、現在の約 6,575ha から約 6,622ha に、市街化調整区域の面積は、現在の約 50,185ha から約 50,138ha にそれぞれ変更となります。

以上が区域区分の変更案であります。

次に、これまでの都市計画変更に係る手続きについて、御説明いたします。

今回の都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直し内容については、都市計画区域を構成する盛岡市、滝沢市、矢巾町や、関係機関と調整を図ってきたところであり、昨年 5 月に、3 市町から変更の申し出があり、手続きを開始いたしました。その後、本日まで、住民説明会、公聴会、関係行政機関との事前協議、法定縦覧を行ってまいりましたので、その結果について御説明いたします。

お手元に配布している参考資料の 2 ページをお開き願います。

まず 1 の住民説明会の開催実績については、令和 3 年 8 月 25 日から 27 日の 3 日間、

盛岡市、滝沢市、矢巾町の各会場にて開催し、3日間で合計44名の出席をいただきました。住民説明会では、後程御説明いたします公聴会と同様の意見がございましたが、それ以外は内容確認等のみの質問でございました。

次に2の公聴会の開催実績については、9月15日に公聴会を実施し、3名による公述が行われたところであります。

次に3の関係機関との協議結果については、昨年10月から東北地方整備局長を通じて国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣との事前協議を行ったところですが、異存ない旨の回答をいただいたところであります。また、申し出のあった市町に対しても意見照会を行った結果、異存ない旨の回答をいただいております。

次に4の法定縦覧の結果については、昨年12月17日から今年の1月6日まで縦覧に供したところ3名の閲覧があり、1名から意見書が提出されました。

次に公聴会における公述の要旨と、法定縦覧の意見書に対する県の検討結果について御報告させていただきます。

参考資料の3ページをお開き願います。

公述と県の検討結果の概要について表のゴシック書きで表記した部分を中心に、要点のみ御説明をさせていただきます。

1人目の公述は、区域区分の見直しについてであり、左側の公述の要旨といたしましては、食糧安保の視点から商業地へ変更することは問題が大きすぎる。東北農政局、岩手県、滝沢市は熟慮した上での今回の都市計画区域の見直しか。滝沢市民が希望するのはショッピングモールの大型店であるが、鶉飼地区にハイグレードなキーテナントを誘致できるのか疑問。平凡な複合商業施設では営業不振で撤退するテナントが相次ぐと思われるが、滝沢市はショッピングモールのようなものはつくと答えており、平凡な複合商業施設では閉店に追い込まれる公算が大である。複合商業施設構想は現時点では断念すべき。滝沢市の財政は硬直化しており、火葬場のない滝沢市においては、盛岡市火葬場を共同管理運営できるよう負担金を納めるなどの措置を考えるべきという内容となっております。

これに対しまして、右側の県の検討結果であります。滝沢市では、市の都市計画マスタープランにおいて、「人と人が結ばれる集約・連携型都市「たきざわ」」を都市づくりの目標に掲げ、集約・連携型の都市構造の形成を図ることとしています。同マスタープランでは、滝沢市役所周辺を市の中心を担う拠点に位置づけ、日常的なサービスを提供する商業、業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や交通結節点としての機能の強化を図ることとしています。このようなまちづくりの方針については、地域住民の意見を反映したものであると伺っています。

盛岡広域都市計画区域マスタープランにおいても、滝沢市役所周辺は、都心周辺地区の商業拠点や、地域の業務機能の中核を担う地区としても位置付けています。また、これまで東北農政局等と調整を図ってきており、「異存なし」の旨の回答を得ており、県として

は妥当と考えています。

次に4ページをお開き願います。

2人目の公述は区域マスタープランの見直しについてであり、左側の公述の要旨といたしましては、気候危機と呼ぶべき異常気象の頻発は、緊急に解決すべき大きな問題であり、環境にやさしい持続可能な都市とするためには、低炭素でなく脱炭素が必要である。岩手県は、再エネ・省エネの発展の可能性がある地域であり、思いきって再エネ・省エネに取り組めば、それに関係する産業の広がりや就労人口の増加が得られる。県央ブロックごみ処理はCO₂が多く排出されるため、このような事業計画を進めるべきではない。地方からのCO₂削減につながる施策の提案は、国の政策の実現を後押しすることになるという内容でございます。

これに対しまして右側の県の検討結果であります。盛岡広域都市計画区域マスタープランの変更素案では、基本方針の1つに「環境と共生する都市づくり」を掲げ、低炭素で環境にやさしい持続可能な都市の実現を目指し、市街地内の都市施設の緑化等を進めるとともに、コンパクトな都市形成を推進することとしています。県としては、脱炭素の観点も踏まえながら、市町と連携して環境にやさしいまちづくりを推進していきます。

なお、ごみ焼却施設については、盛岡市を含む関係市町において事業計画等を調整中と伺っており、県に事前協議があった際には、関係市町の意見も伺いながら適切に対応していきます。

下段は3人目の公述になりますが、これも区域マスタープランの見直しについてであり、左側の公述の要旨といたしましては、旧河川跡などの公益性の高い公的性格の図面等は継承されていないケースが多いと思われるので、これらも参考に施策を進めていただきたいといった内容でございます。

これに対しまして右側の県の検討結果であります。盛岡広域都市計画区域マスタープランの変更素案では、基本方針の1つに「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」を掲げ、都市の防災力を向上させることとしています。旧河川跡等の過去の資料については、今後の防災対策を検討する上で貴重な情報であり、市町と連携して災害に強いまちづくりを進めていくこととしております。

以上が公述と県の検討結果の概要となります。

次に5ページをお開き願います。

法定縦覧中に提出のあった意見書1件についてその概要と県の検討結果を御説明いたします。まず左側の意見書の内容についてですが、盛岡市上厨川前潟、杉原地域の市街化調整区域についての意見でございます。場所は盛岡市前潟の家電小売店舗等が立地している区画から道路を挟んで南側の区画となります。内容ですが、国道46号が現在のように整備されるまでには、旧国道沿いにガソリンスタンド、病院、商店などが立ち並ぶ市街地が形成されていた地域であり、現在も、建物がほぼ密集しており、残り僅かな田畑も生産性が低い土地となっています。上下水道、市道の舗装などのインフラもすでに整備され

ており、新たな公共投資が必要なく、中心地に近く交通の便も良いこの地域を市街化区域に編入して、すでに居住している住民、施設の所有者の土地利用の利便性を増すようにしたほうが、盛岡市の発展・税収の増加等が望める。是非この地域を市街化区域にしていただきたいという内容でした。

これに対して右側の県の検討結果でございますが、盛岡市上厨川前潟、杉原地域については、御意見にありましており、現状は市街化調整区域となっております。市街化調整区域から市街化区域への編入については、都市計画法や関係する指針等に基づき、その必要性を判断していますが、当該地域は、人口密度などの要件を満たしていないことから、現状では市街化区域への編入は困難であると考えます。今回の変更案の内容については、盛岡市、滝沢市、矢巾町や関係機関と調整してきたものであり、今後も区域区分の適正な運用により、計画的な市街化を図っていくとしております。

以上が本日までの手続きの経緯となります。

最後に今後の手続きについて御説明いたします。正面のスクリーンをご覧ください。

今後は、本日の当審議会の議を経た後、国への同意協議を行い、都市計画の決定を行う予定であります。

以上で、議案第1号、盛岡広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び議案第2号、盛岡広域都市計画「区域区分」の変更の説明を終わります。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第1号及び第2号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

2点お伺いします。1点目は、矢巾町は3つのエリアを住居系の用地に変更していくとのことですが、宅地化によってどの程度の人口増を見込んでいるのか、その計画についてお伺いいたします。

2点目は公述人の話にございましたが農地が減っていくことについての懸念についてです。農地については食料供給とか国土の保全、防災、減災など多面的な機能を持っており、市街化区域への編入によりまして、優良農地の減少や農業の衰退も懸念されます。今後のことも含めまして、人口減少時代にこのような市街化区域の編入をどこまで許容していくのでしょうか、見解をお聞きしたいです。

○事務局（都市計画課総括課長）

大きく2点の御質問でしたが、1点目の矢巾町3地区の住居系への土地利用への変更、市街化区域への編入ということで、人口増をどの程度見込んでいるかでございますが、今

回市街化区域へ編入するにあたりまして、県では人口フレームと呼んでおりますが、市街化区域に収容できない将来人口を見込んだうえで、今回、区域区分を見直して市街化区域に編入することによる人口としましては、1854人という人数の住宅用地という面積で計算しております。将来的な人口減少についてであります。矢巾町、滝沢市は若干ではありますが、人口が増加しております。また、以前よりも世帯数が増えていることもございまして、今回、市街化区域に住宅系で編入しようとするものです。

2点目の農地の保全については、昭和45年に区域区分制度を盛岡広域に適用しており、この制度の大きな趣旨としましては、無秩序な市街化の拡大を抑制して良好な農用地の確保や自然環境の保全を図っていくところでございます。今回の編入につきましては、滝沢市においては市の総合計画や都市計画マスタープランの方針に沿って商業拠点を整備する、矢巾町においては岩手医大の移転等に伴う住宅用地等の需要に対応するということがあります。これらの編入についてはいずれも農用地ですので、農政部局等と編入する必要性、農業振興上の影響について確認、調整を行って異存ない旨の回答を得ているところでございます。引き続き区域区分の適正な適用ということで、市街化調整区域では無秩序な市街化の拡大を抑制していることから、適切に農地の保全等を図っていく考えであります。

○委員

ありがとうございます。無秩序な開発を抑制する、そして計画的な市街化を図るということをご十分考慮の上、今後進めていただけるということで理解いたしました。

○会長

ありがとうございます。他はいかがでしょう、よろしいでしょうか。

本件につきましては採決が求められております。

それでは議案第1号及び議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

議案第3号「盛岡広域都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第3号、盛岡広域都市計画道路の変更について、御説明いたします。

議案書は27ページ、計画書は29ページ、概要図は34ページとなります。

説明は、スライドで行いますので正面のスクリーンを御覧願います。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願います。

はじめに、都市計画道路について御説明いたします。

道路法の規定に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、生活や産業の基盤として都市の骨格を形成し、都市内での通勤通学や物資の輸送など安全で円滑な移動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された主要な道路を都市計画道路といいます。

こちらの図は、盛岡市、滝沢市及び矢巾町で構成される盛岡広域都市圏の都市計画道路網の図となります。今回の主な変更内容としては、大きく分けて2点ございます。

1点目は、国道4号盛岡南道路、都市計画道路名は3・3・138号藤沢永井線ですが、この路線を新たに都市計画に定めようとするものであります。

2点目は、既に都市計画に定められている3・3・10号南仙北滝沢線について、路線の一部を廃止しようとするものであります。

また、これらの変更に伴い、交差する路線の区域を変更するものであります。変更の対象路線は、左上の表の路線で11路線となります。

次に、今回の都市計画変更の手続きについて、御説明いたします。

都市計画道路の変更手続きについては、都市計画法の規定に基づき、国道や県道は県が、市町村道及び市場は市町村がそれぞれ行うこととされております。

今回、変更する路線は、全部で21路線ありますが、このうち藤沢永井線（盛岡南道路）、南仙北滝沢線の2路線と、これらに交差する国道と県道の9路線の計11路線の変更手続きは、県が行います。残りの交差する市道及び町道の10路線の変更手続きは、盛岡市、滝沢市及び矢巾町が行います。

なお、3市町が変更手続きを行う10路線については、滝沢市は1月17日に、矢巾町は1月21日にそれぞれの市町の都市計画審議会に諮問し、「原案のとおり可決」の答申をいただいた旨、報告を受けており、盛岡市においては2月8日に盛岡市都市計画審議会に諮問する予定となっております。

次に、主な変更内容について、御説明いたします。

まず1点目として、国道4号盛岡南道路についてであります。国道4号盛岡南道路は、盛岡広域都市圏の道路機能の強化のほか、国道4号沿線の市街地を回避し、道路交通の機能分担を図る主要幹線道路として、国土交通省が「都市計画・環境アセスメントを進めるための調査」路線に位置づけ、新規事業化に向けて検討を進めている路線であります。今回、この路線を都市計画道路 藤沢永井線として、新たに都市計画に位置づけようとするものであります。

スライド右上の横断図を御覧願います。

藤沢永井線の幅員構成ですが、車道は4車線で、両側歩道の幅員25.25mで計画しており、この範囲を都市計画に位置づけるものです。なお、藤沢永井線の外側には、必要

に応じて側道を設置する予定であります。

こちらは、矢巾町の上空から北側を撮影した航空写真です。

藤沢永井線は図の赤い線で、起点は右側の赤い丸印の矢巾町藤沢の国道4号になります。現道の国道4号から分岐して、西へ進み、J R東北本線と東北新幹線をアンダーパスで横断し、矢巾町煙山付近で向きを変えて北進します。終点は矢印の地点の盛岡市永井で、国道46号盛岡西バイパスと接続します。路線延長は、約7キロメートルとなります。

次に、藤沢永井線の主な計画内容について、御説明いたします。

右側の図は、矢巾町藤沢の起点部周辺の計画図です。方角は、図の上が北、下が南となります。赤色の範囲が都市計画道路の区域で、青色の国道4号のマークが付いている路線は、国道4号の現道で、都市計画道路名では矢巾滝沢線となります。これに対し、左側に分岐している路線が、今回新たに都市計画に位置づけようとする藤沢永井線であります。路線が分岐する手前の赤い丸印の地点が起点となります。藤沢永井線と現道の国道4号の取り付け部は、立体交差とする予定であり、現道の国道4号は、黄色で囲まれた区域から、赤色の区域に変更いたします。

こちらは、先ほどの起点部周辺の写真になります。

スライドの上が北、下が南となっています。黄色線の区域が、現在の都市計画道路の区域を示しており、今回、道路整備に必要となる区域を加えた赤線の区域へと変更するものです。

次に、先ほどの図から、少し西側の藤沢地区の計画図です。

南側には、消防学校や矢巾東小学校、岩手医科大学附属病院などが立地しております。右の図で赤色の区域が膨らんでいる箇所がありますが、これは、岩手医大へのアクセスルートとなる矢巾町道中央1号線との交差点で、平面交差の予定となっております。

次に、先ほどの図から、少し西側のJ R東北本線付近の計画図です。

東北本線と東北新幹線の横断部は、道路が鉄道の下をくぐるアンダーパスの計画としております。

次に、先ほどの図から、更に西側のNHK矢巾ラジオ放送所付近の計画図です。

この付近は、盛土の構造となっており、その上に道路が計画されております。図の中央付近の幅が広い区間には、側道が計画されており、県道不動盛岡線や矢巾スマートインターチェンジ方面から藤沢永井線へ乗り降りができるような計画となっております。

次に、先ほどの図から、少し北側の矢巾町と盛岡市との境界付近の計画図です。

南北方向の藤沢永井線に対し、南側の交差点では、西仙北北川線と平面交差する計画となっております。また、その北側の交差点では、市道の西見前赤林線と平面交差する計画となっております。これらにより、盛岡貨物ターミナル駅や盛岡南公園へのアクセス向上が見込まれます。

こちらは、先ほどの図から、更に北側の終点部付近の計画図です。

図の交差点ですが、ここは、整備済の国道 46 号盛岡西バイパスの南端の交差点であり、藤沢永井線の終点となります。現在は平面交差点となっておりますが、藤沢永井線の整備により立体交差となり、盛岡西バイパスと直結する計画となっております。

こちらは、終点部付近の航空写真に変更内容を反映させたものになります。

スライドの上が北、下が南となっています。

以上が、藤沢永井線の計画の概要となります。

続きまして、主な変更内容の 2 点目、南仙北滝沢線の一部廃止について、御説明いたします。

左側の図を御覧ください。

赤色の線が、都市計画道路 3・3・10 号南仙北滝沢線となります。赤い丸印の盛岡市南仙北を起点とし、飯岡新田を通過して西側に進み、盛岡市上飯岡周辺で北側に曲がり、国道 46 号を横断して滝沢市の滝沢中央インターチェンジ周辺を終点とする、延長約 14km の路線となっております。本路線は、昭和 49 年に盛岡広域都市計画に位置づけられましたが、右側の図の本路線のうち黄色の線で表示した、盛岡市飯岡新田の西側から滝沢市の終点までの区間は、これまで長期にわたって未整備のままとなっており、今回、この区間、約 12km を廃止しようとするものです。

次に、今回の廃止の理由についてですが、都市計画道路は、将来の都市像を見据え、長期的な視点に立って位置づけているものですが、一方で、国では、過去に都市計画に位置づけられたものの、長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、土地の建築制限の長期化など土地利用上の課題があることから、改めて必要性の検証を行い、決定当時と状況が大きく変化した場合等においては、路線や区間の廃止等も含めて見直しを行うことが望ましいものとされております。

こうしたことを踏まえ、県では、昭和 61 年に定めた盛岡広域都市圏の将来道路網計画について、平成 25 年から見直しに向けた検討に着手し、パブリックコメントの実施や学識経験者を含む委員会の開催などを経て、平成 26 年に、一部路線の廃止等を含めた「盛岡広域都市圏将来道路網基本計画」を策定し、公表しております。

今回の南仙北滝沢線の一部区間の廃止は、この見直しに基づくものであり、当該路線周辺の市街化の状況や、交通需要の見通しなどを踏まえると、現道や周辺の道路で交通機能を代替できること、また、地元との調整が図られていることから、都市計画道路を廃止しようとするものです。

次に、南仙北滝沢線の一部区間廃止と関連して区域を変更する路線の概要について、御説明いたします。

右側の図を御覧ください。

こちらは、盛岡市飯岡新田付近の計画図で、東西方向の赤色と黄色の線が南仙北滝沢線となります。東側の赤色の区間は整備済であり、県工業技術センター付近を境に西側の未整備区間を廃止するものです。また、廃止に伴い、西側の夕顔瀬橋煙山線との交差

点を廃止いたします。

こちらは、先ほどの飯岡新田付近の航空写真になります。

スライドの上が北、下が南となっています。スライドの中ほどを横断している路線が、南仙北滝沢線であり、黄色の区間を廃止しようとするものです。

次に、先ほどの図から、北西に移動しまして、盛岡市上川原付近の計画図となります。

南北方向の黄色の線が、廃止する南仙北滝沢線となります。南仙北滝沢線の廃止に伴いまして、図の南側で交差する明治橋猪去線の交差点の区域を変更いたします。また、図の北側で交差する国道 46 号、都市計画道路名では太田橋雫石線との交差点を廃止いたします。

次に、先ほどの図から、北側の滝沢市鶉飼付近の計画図となります。

図の南側から北東側へ伸びる黄色の路線が南仙北滝沢線であり、滝沢中央インターチェンジ付近の端部が終点となります。南仙北滝沢線の廃止に伴いまして、図の南側で交差する下鶉飼御庭田線と上堂鶉飼線の交差点付近の区域を変更いたします。

こちらは、盛岡市上川原付近から北側を撮影した航空写真になります。

スライドの上が北、下が南となっています。写真の左側の黄色の路線が廃止する南仙北滝沢線となります。

以上が、南仙北滝沢線の一部区間の廃止と関連する路線の区域の変更の概要となります。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。

令和 3 年 6 月 24 日に事業者である岩手河川国道事務所長、及び関係市である盛岡市長、滝沢市長から都市計画変更の協議申出を受けて、手続きを開始しております。

その後、8 月 25 日から 27 日に、各市町の会場で変更素案に関する説明会を開催し、45 名の参加がありましたが、反対意見等はありませんでした。

また、各市町への意見聴取、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者へ協議を行い、いずれも、異存ないとの回答を得ております。

その後、令和 3 年 11 月 16 日から 11 月 30 日までの 2 週間、変更案の縦覧および意見書の提出期間を設けましたところ、36 名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第 3 号盛岡広域都市計画道路の変更に関する説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

○会長

ただ今説明いただきました議案第 3 号につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

○委員

盛岡広域都市計画道路の変更で、国道 46 号から医大に曲がる方角、国道 4 号盛岡南道路についてですが、医療とか物流とか色々な可能性を秘めた道路の沿線になるように見えますが、そういった動きはこれから予想されるのでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

盛岡南道路の整備に伴う沿線の開発についてですが、現在計画されている盛岡南道路は、先ほど区域区分の関係で御説明いたしました市街化調整区域の中を通っているところでございます。

盛岡南道路の周辺は市街化を抑制する区域ということで、一般的には通常の宅地開発等は行えない区域であり、現状では市街化を促進するものではないと考えております。

○委員

わかりました。説明を聞いていますと、そういった声や動きが出てくるように感じましたので御質問させていただきました。

○会長

はい。その他いかがでしょうか。

○委員

盛岡南道路を通すこと自体に異論はありませんが、2点懸念することがあります。

1つは立体交差と話がありましたが、完成時の交通量を考えて本当に立体交差である必要があるのか、維持費など計算した上で考えられているのかということなんです。整備・維持は相当な額を要すると思います。交通量の予測は増えることはあっても減ることはほとんど計算されないのので、現在の交通量が維持されることを前提に考えると立体交差の必要性に疑問が生じます。丁寧な予測、早めの見直しをしてもらう必要があると思います。

もう1つが、バイパス沿線にロードサイドショップが広がることで他地域の商店などが潰れることになるのではないかということです。ロードサイドショップの影響で他地域が衰退するのでは、盛岡市や盛岡広域全体での活力を維持していくのは無理だと考えます。とすると、無秩序な開発を抑制することに加え、無秩序な荒廃を防ぐ視点も必要であり、その上で計画・変更が求められると思います。

○岩手河川国道事務所

起点側の交差点需要については、国道 4 号、国道 46 号とリンクしていく地点の交通量の予測に照らし合わせて立体構造にさせていただいております。立体交差にすることで、将来を見据えた形で十分、交通渋滞などをしっかりと捌けるような、安全な道路を

目指していきたいと思っております。

2点目の、荒廃する部分が出るというご指摘については、十分に需要を見ながら事業を進めていければと思っております。

○ 委員

藤沢永井線（盛岡南道路）の立体交差についてですが、中央卸売市場から北進する道の渋滞が酷いという声が挙がっておりまして、ここが立体交差となりますと、卸売市場から来る道路からはどのような形で道路に接続するのでしょうか。

○岩手河川国道事務所

市場側からの接続は、交差接続する道路相互を連結するいわゆるランプ形状の道路となるようにしたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。あそこは朝の時間ものすごい渋滞で、なかなか車が動かないということで市場関係者から苦情のようなものも寄せられておりましたので、流れがスムーズにいくように運用していただければと思います。

○岩手河川国道事務所

はい、しっかり計画していきたいと思えます。ありがとうございます。

○会長

はい。その他いかがでしょうか。

だいぶ具体化してきたところもあって、市民の皆様の関心が高まってきておりますので、賜りました御意見を大切にしながら進めていきたいと思えます。

本件についても採決が求められております。

それでは審議に移ります。ただ今説明いただきました議案第3号を原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

議案第4号「陸前高田都市計画公園の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第4号、陸前高田都市計画公園の変更について、御説明します。

議案書は35ページ、計画書は37ページ、図面は39ページとなります。

説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを御覧下さい。

はじめに、今回の変更箇所である高田松原津波復興祈念公園の概要について御説明します。

本公園は、平成27年8月に策定した高田松原津波復興祈念公園基本計画等に基づき、国、県、市が各々役割を分担し連携を図りながら整備を進めてきたところです。公園の主要施設として、国営追悼・祈念施設、道の駅「高田松原」及び東日本大震災津波伝承館があるほか、被害の程度や破壊力の大きさなど津波の脅威を後世に伝える5つの震災遺構が存在しております。昨年末に、未供用エリア及び公園管理事務所の整備が完了し、12月26日に全面供用いたしました。

次に、今回の変更の概要について御説明します。

9・6・1号高田松原津波復興祈念公園は、平成25年2月、従前の陸前高田市の5・6・1号高田松原公園の種別、名称、規模等を変更する形で、岩手県が都市計画変更を行ったものです。その後、令和元年8月に市が整備した現在の運動公園の区域を除外するとともに、周辺の河川・海岸事業や道路事業、土地区画整理事業などの進捗を踏まえ、公園区域との境界精査による都市計画変更を行っています。今回、本公園の整備工事及び今泉土地区画整理事業の完了を踏まえ、今泉地区の高台の一部を公園区域に編入するとともに、公園周辺との区域の整合を図るため、9・6・1号高田松原津波復興祈念公園の区域の変更を行うものです。

こちらは、高田松原津波復興祈念公園の公園区域の計画図となります。

変更後の区域を赤線の枠で、変更前の区域を黄色線の枠で示しています。また、変更により拡大する区域を赤の塗りつぶし、変更により縮小する区域を黄色の塗りつぶしで示しています。今回変更する主な区域は4ヵ所あります。図の左側から、1つ目は気仙中学校エリアの拡大、2つ目は浄化センター付近の公園区域の見直し、3つ目は川原川沿いの公園区域の見直し、4つ目は浜田川沿いの公園区域の見直しです。

次に、変更する箇所の詳細について御説明します。

まず、気仙中学校エリアの拡大について御説明します。これまで旧国道45号を境に気仙中学校側を公園区域としていましたが、今回、公園に隣接する今泉地区土地区画整理事業において公園緑地として整備された赤色で塗りつぶした区域を、公園区域に編入しようとするものです。公園の基本計画において、震災遺構の気仙中学校を活かした公園のゲート空間として位置付けられていることから、今回編入しようとするものです。

こちらは、気仙中学校エリアの航空写真になります。赤く塗りつぶしている範囲が、今回変更により拡大しようとしている箇所になります。

次に、浄化センター付近の公園区域の見直しについて御説明します。

この箇所は、浄化センターの公園側に市道が整備されております。今回、市道の整備が完了したことから浄化センターと市道との境を公園の境界とする区域に変更するものです。

こちらは、浄化センター付近の航空写真になります。写真の赤線で示した右側が公園区域、左側が浄化センターとなる区域の区分になります。

次に、公園と川原川の境界について御説明いたします。

河川整備及び公園整備が完了したことから護岸などの現況の地形地物に合わせ公園の区域を変更するものです。

次の写真は、川原川の下流側から上流側に向かった現況写真になります。写真の赤線で示した右側が公園区域になります。

次に、公園と浜田川の境界の見直しについて御説明いたします。

現在、公園と浜田川の境界を浜田川の護岸端としておりますが、浜田川の管理用通路が整備されていることから、管理用通路を公園区域から除外しようとするものです。

次の写真は、浜田川の下流側から上流側に向かった現況写真になります。写真の赤線で示した左側が公園区域になります。黄色と今回の赤の間のラインが河川管理用の通路になります。

次に、都市計画変更に係る手続きの状況について御説明します。

令和3年11月8日に陸前高田市から都市計画公園の変更について、申し出を受け、手続きを開始しております。その後、陸前高田市の広報紙等により周知を行った上で、素案を公表し、12月1日に陸前高田市役所において説明会を開催いたしましたが、参加者はありませんでした。

また、関係市町村である陸前高田市への意見聴取、将来管理者である岩手県に協議を行い、いずれも異存ない旨の回答を得ています。その後、令和3年12月14日から28日まで、変更案の縦覧および意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第4号、陸前高田都市計画公園の変更に関する説明を終わります。御審議の程よろしく願いいたします。

○会長

はい。ただ今説明いただきました議案第4号につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移りたいと思います。

それでは議案第4号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

議案第5号「屋根不燃区域（北上市）の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第5号、屋根不燃区域の変更につきまして、御説明させていただきます。

お手元の議案書40ページを御覧ください。

今回、北上市において、この屋根不燃区域を変更しようするものでございます。41ページは、本議案について、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書で、42ページは、屋根不燃区域指定の審査調書です。

指定対象区域は、北上市都市計画用途地域の変更地域となっており、審査意見としては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更指定して支障がないものと認められるものでございます。

区域指定の詳細については、議案書43ページ以降により、スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜御覧ください。

それでは、43ページ下段を御覧ください。

まず、最初に屋根不燃区域について説明いたします。屋根不燃区域は、建築基準法第22条に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市街地及び今後市街化する予定の区域について防火上の最低水準を確保することを目的として指定するものです。

なお、屋根不燃区域という名称は法律に定められたものではなく、この他に法第22条区域と呼ばれることもあります。この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は緩やかになっており、指定する範囲も広く都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みの地域を指定しています。

議案書44ページを御覧ください。

建築基準法第22条第2項では、特定行政庁が屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨定められております。従いまして、本県の場合には、盛岡市を除く区域を指定する場合は岩手県都市計画審議会の意見を、盛岡市内の場合には盛岡市都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなります。

今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

議案書 44 ページ下段 を御覧ください

屋根不燃区域内での制限について説明します。基本的な表現になりますが、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料で造り、又は葺かなければなりません。

また、木造建築物の隣地境界線や他の建築物からの距離が近い部分、これを「延焼の恐れのある部分」と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

議案書 45 ページを御覧ください。

本県では、屋根不燃区域の指定に関して、昭和 48 年に屋根不燃区域の指定方針を定めております。この方針では、指定対象区域について4つのケースを想定しています。本日提案いたします屋根不燃区域の変更は第1の1「用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域」に該当するものです。用途地域は良好な都市環境の市街地の形成を目的として指定するものであることから、屋根不燃区域の指定により、市街地化における防火上の最低水準を確保する必要があると判断するものです。

議案書 45 ページ下段を御覧ください。

具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴い行うものです。今般、北上市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところでございます。具体的な区域についてですが、北上工業団地開発整備地区の準工業地域が約 22ha 拡大するものです。これにより、屋根不燃区域についても、約 22ha 拡大することとなります。従いまして、今回の変更により、合計で約 22ha 増加し、北上市における屋根不燃区域の面積の合計は、約 2,329ha となります。

議案書 46 ページを御覧ください。

次に、今回変更となる北上工業団地開発整備地区内の拡大区域ごとに、新旧対照図と現況写真により説明いたします。最初に、北上工業団地開発整備地区内の【拡大区域①】についてですが、北上市の北側に位置しており、現状、用途地域が定められておりませんが、今後、半導体製造の新工場が稼働することに伴い、工業団地としての利便性を高めるため、工業専用地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 4 ha 拡大するものです。

議案書 46 ページ下段を御覧ください。

次に、北上工業団地開発整備地区内の【拡大区域②】についてですが、指定理由については先ほど説明した通りです。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 18ha 拡大するものです。これら北上工業団地開発整備地区の拡大区域について、北上市から建築基準法第 22 条第 1 項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について同意を得ています。今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第5号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第5号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

北上工業地域についてですが、新工場が稼働するためのエリアの見直しということですが、具体的に企業名等を差し支えなければ教えていただきたいと思えます。

○北上市

拡大地域の①については、北上運輸という倉庫業を主に行っている企業で、北上市がすでに分譲を行っている土地でございます。拡大地域の②については今後、北上市で用地を取得し、北上工業団地で操業を希望される企業へ分譲をする予定であり、未定となっております。

○会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。
他にないようですので、採決に移りたいと思えます。
議案第5号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について異議なしといたします。
議案第6号「屋根不燃区域（滝沢市）の変更について」を審議いたします。
事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第6号、屋根不燃区域の変更につきまして、御説明させていただきます。
お手元の議案書47ページを御覧ください。
今回、滝沢市において、この屋根不燃区域を変更しようするものでございます。
先ほど議案第5号、北上市における屋根不燃区域の変更について、御審議いただいたところでございますので、屋根不燃区域の制度や概要など重複する部分については説明を割愛させていただきます。
議案書52ページ下段を御覧ください。

具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、先ほど御審議いただきました区域区分の変更と共に用途地域が指定されることに伴い行うものです。

今般、滝沢市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しを図られるところです。具体的な区域についてですが、鶉飼Ⅱ地区が約 13.2ha、その他 3 地区 0.07ha、合計 13.27ha 拡大するものです。これにより、屋根不燃区域についても、約 13ha 拡大することとなります。従いまして、今回の変更により、合計で約 13ha 増加し、滝沢市における屋根不燃区域の面積の合計は、約 725ha となります。

議案書 53 ページを御覧ください。

次に、今回変更となる地区ごとに、新旧対照図と現況写真により説明いたします。鶉飼Ⅱ地区についてですが、滝沢市役所やビッググループ滝沢が周辺に位置しており、現状、用途地域が定められておりませんが、今後、商業その他の業務の利便性を増進する地域形成を図るため、近隣商業地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 13.2ha 拡大するものです。

その他の 3 地区につきましては、用途地域の境界を現地の道路等の地形地物の境界に合わせるための変更であり、規模が小さいため、説明は割愛させていただきます。

これら全 4 地区の拡大地域について、滝沢市から建築基準法第 22 条第 1 項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について同意を得ています。

今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第 6 号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第 6 号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第 6 号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について異議なしといたします。

議案第 7 号「屋根不燃区域（矢巾町）の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第7号、屋根不燃区域の変更につきまして、御説明させていただきます。

議案書54ページを御覧ください。

今回、矢巾町においてこの屋根不燃区域を変更しようとするものです。こちらの議案についても重複部分は説明を割愛させていただきます。御了承願います。

議案書59ページ下段を御覧ください。

具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、先ほど御審議いただいた区域区分の変更と共に用途地域が指定されることに伴うものです。

今般、矢巾町都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところです。

具体的な区域についてですが、藤沢第2地区が約12ha、田中地区が約8ha、下花立地区が約13ha、合計約33ha拡大するものです。これにより、屋根不燃区域についても、約33ha拡大することとなります。従いまして、今回の変更により、合計で約33ha増加し、矢巾町における屋根不燃区域の面積の合計は、約666haとなります。

議案書60ページを御覧ください。

次に、今回変更となる地区ごとに、新旧対照図と現況写真により説明いたします。

最初に、藤沢第2地区についてですが、矢巾町の北側に位置しており、現状、用途地域が定められておりませんが、周辺の開発動向や需要等を勘案し現在のまとまりのある市街地形態を継承し、医療福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約誘導、隣接する地区の用途地域と調和を図るため、準住居地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約12ha拡大するものです。

議案書60ページ下段を御覧ください。

次に、田中地区についてですが、岩手県立不来方高校の南側に位置しており、現状、用途地域が定められておりませんが、岩手医科大学総合移転事業の完了に伴う住宅需要が見込まれるため、近接する教育施設の環境を保護し、隣接する地区の用途地域と調和を図るため、第一種住居地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約8ha拡大するものです。

議案書61ページ下段を御覧ください。

次に、下花立地区についてですが、指定理由については田中地区と同様です。赤線で示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約13ha拡大するものです。

これら3地区の拡大地域について、矢巾町から建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について同意を得ています。

今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第7号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い

いたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第7号について、御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第7号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について異議なしといたします。議案第8号「屋根不燃区域（大槌町）の変更について」を審議いたします。事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第8号、屋根不燃区域の変更につきまして、御説明させていただきます。お手元の議案書62ページを御覧ください。

今回、大槌町において、屋根不燃区域を変更しようするものでございます。こちらの議案についても重複部分の説明を割愛させていただきます。御了承願います。

議案書67ページ下段を御覧ください。

具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴い行うものです。今般、大槌町都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが行われるところでございます。具体的な区域についてですが、沢山地区が6.2ha、花輪田地区が0.6ha、合計6.8ha拡大するものです。これにより、屋根不燃区域についても、約7ha拡大することとなります。従いまして、今回の変更により、合計で約7ha増加し、大槌町における屋根不燃区域の面積の合計は、約381haとなります。

議案書68ページを御覧ください。

次に、今回変更となる地区ごとに、新旧対照図と現況写真により説明いたします。

最初に、沢山地区についてですが、大槌インターチェンジに隣接しており、現状、用途地域が定められておりませんが、既に工場等が立地している大槌インターチェンジと大槌漁港を結ぶ大槌小国線沿線の一部を産業系施設の利便向上を適切に誘導するため、準工業地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約6.2ha拡大するものです。

議案書68ページ下段を御覧ください。

次に、花輪田地区についてですが、現状、用途地域が定められておりませんが、東日本大震災の津波被害を受けた旅館や事務所等が仮設移転して業務の再開を行っていた

地区であります。震災から 10 年が経過し、周辺住宅地への影響も少なく移転先として定着をみていることや、町道花輪田寺野線が開通し、沿道への店舗等の商業施設立地も期待できることから、第一種住居地域が指定されます。赤線の囲みで示しているところが、今回新たに用途地域が指定され、これに伴い、屋根不燃区域についても、約 0.6ha 拡大するものです。

これら 2 地区の拡大地域について、大槌町から建築基準法第 22 条第 1 項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について同意を得ています。

今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第 8 号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第 8 号について、御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 8 号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

原案について異議なしといたします。

以上で予定された議事を終了しました。事務局へ進行をお返しします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

長時間わたり御審議いただきまして、たいへんありがとうございました。

以上をもちまして、第 193 回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、今年の 7 月頃の開催を予定しております。

ありがとうございました。